

提出された案件は次のとおり

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第7号 町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第8号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第9号 令和6年度宇美町一般会計補正予算(第10号))
- 日程第4 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第1号 財産の取得について)
- 日程第5 同意第3号 宇美町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第27号 財産の取得について
(宇美町消防団第6分団消防車(ポンプ車)購入)
- 日程第7 議案第28号 財産の取得について
(防災トイレトラック購入)
- 日程第8 議案第29号 工事請負契約の締結について
(令和7年度宇美東中学校校舎外壁等改修工事)
- 日程第9 議案第30号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第31号 令和7年度宇美町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 報告第1号 債権放棄の報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第7号 町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第2 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第8号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
(専決第9号 令和6年度宇美町一般会計補正予算(第10号))

- 日程第4 承認第4号 専決処分承認を求めることについて
(専決第1号 財産の取得について)
- 日程第5 同意第3号 宇美町教育委員会委員の任命について
- 日程第6 議案第27号 財産の取得について
(宇美町消防団第6分団消防車(ポンプ車)購入)
- 日程第7 議案第28号 財産の取得について(防災トイレトラック購入)
- 日程第8 議案第29号 工事請負契約の締結について
(令和7年度宇美東中学校校舎外壁等改修工事)
- 日程第9 議案第30号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第31号 令和7年度宇美町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 報告第1号 債権放棄の報告について

出席議員(11名)

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
8番 黒川 悟	9番 鳴海 圭矢
10番 白水 英至	11番 藤木 泰
12番 古賀ひろ子	

欠席議員(1名)

7番 入江 政行

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 松田 好弘

書記 園 麻友

説明のため出席した者の職氏名

町長	安川 茂伸	副町長	原田 和幸
副町長	一木 孝敏	教育長	折居 邦成
総務課長	八島 勝行	地域コミュニティ課長	藤木 義和

シティプロモーション課長 … 竹下 健一	企画財政課長 …………… 工藤 正人
税務課長 …………… 田口 嘉輝	会計課長 …………… 大神 隆史
住民課長 …………… 野田 幸二	健康課長 …………… 水野 治也
福祉課長 …………… 工藤 寿子	環境課長 …………… 石川 和男
管財課長 …………… 矢野 量久	都市整備課長 …………… 添田 勝春
上下水道課長 …………… 前田 友博	学校教育課長 …………… 川畑 廣典
社会教育課長 …………… 太田 一男	こどもみらい課長 …… 入江 和美

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第2号を表示しておりますので、御確認ください。

○議長（古賀ひろ子）

改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

欠席届が7番、入江議員から出ておりますので、御報告します。

日程第1. 承認第1号

○議長（古賀ひろ子）

日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

改めまして、おはようございます。

それでは、承認第1号につきまして、税務課より御説明いたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、その承認を求めるものでございます。

提案理由は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に町税条例の一部を改正する必要性が生じ、令和7年3月31日に町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものでございます。

この町税条例は、地方税法に準拠して昭和26年に公布いたしております。今回、上位法であ

ります地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に参議院本会議にて可決し、同日3月31日に公布、一部を除き4月1日に施行となりましたことから、町税条例の一部を早急に改正する必要が生じました。しかしながら、町議会を招集するいとまがなかったため、専決処分をさせていただいたところでございます。

次の2ページをお願いします。

こちらが専決処分書となります。

次の3ページからが、町税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。3ページから8ページまでとなっております。

9ページをお願いいたします。

町税条例新旧対照表でございます。表の左側が改正案、右側が現行の条文で、アンダーラインの部分が改正された箇所となります。9ページから26ページまでとなります。

それでは、27ページをお願いいたします。

参考資料の町税条例の一部を改正する条例の概要、こちらで内容の御説明をさせていただきます。

まず、個人住民税についてでございます。

所得税と同様の対応を行うものとして3点ございます。

1点目は、給与所得控除の見直しで給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円へ10万円の引上げ、2点目に、大学生年代の子等に対する特定扶養控除に関して、控除対象となる所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも、親等が受けられる控除の額が段階的に逓減する仕組みを導入し、控除額は最高で45万円とする特別控除の創設、3点目は、扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、現行48万円から58万円へ10万円の引上げを行うものとなっております。

次に、法人住民税では、企業版ふるさと納税の延長で内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置づけられた事業に対して、企業が寄附を行った場合に法人住民税・事業税を軽減する特例措置について、その軽減効果を維持した上で適用期限を3年延長します。

次に、固定資産税についてでございます。

固定資産税の償却資産に係る軽減負担措置で4点ございます。

1点目は、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の拡充・延長で、中小企業が先端設備等を導入計画に基づき取得した一定の機械・装置等に係る課税標準の特例措置について、賃上げを後押しするよう見直しを行った上で、適用期限を2年に限り延長、2点目には、鉄道の豪雨対策の促進に係る特例措置の創設、こちらは鉄軌道事業者が豪雨対策のために取得したのり面防護工、防護柵等、一定の償却資産に係る固定資産税を軽減する特例措置を創設

するものです。

次の２８ページに移りまして、３点目港湾の浸水被害防止のための民有護岸等に係る特例措置の拡充・延長、こちらは港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る課税標準の特例措置について、対象地域を全国に拡大するとともに、対象資産に浸水被害防止に資する防潮堤、堤防等の一定の施設を追加した上で、適用期限を３年延長するものです。

４点目は、令和２年７月豪雨に係る特例措置の延長で、令和２年７月豪雨の被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置等について、常設規定の適用期間終了後も被災者支援を継続するため、適用期限を２年延長するものです。

次に、軽自動車税（種別割）につきましては、二輪車の車両区分の見直しで、総排気量１２５cc以下で最高出力を５０cc相当の４キロワット以下に制御したバイク、いわゆる新基準原付バイクに係る軽自動車税種別割の税率を５０cc原付バイクと同等の年額２，０００円とするものです。

その他につきましては、２８ページから３０ページにかけまして、条文ごとの改正概要及び施行日等を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。９番、鳴海議員。

○議員（９番 鳴海圭矢）

９番、鳴海です。個人住民税における給与所得控除の引上げというところがちょっと入っているかなと思いますけど、この控除の対象となるのは年収１１０万円から１９０万円の給与所得者ということで伺っておりますけど、この認識で間違っていないですか。

○議長（古賀ひろ子）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

対象となりますのは、１９０万円以下の方が実際に９５万円という改正になりますので、そのような認識で間違いないかと思われます。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（９番 鳴海圭矢）

それでは、本町においてその対象となる世帯、対象となる人は大体どれぐらいいるのかというのは分かりますか。

○議長（古賀ひろ子）

田口課長。

○税務課長（田口嘉輝）

平成6年度の課税状況から算出したものですが、実際に対象となる方というのが1,670人程度を見込んでおります。

○議長（古賀ひろ子）

鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

引き続き、関連でちょっと質問しますが、そうしますと、この個人住民税における給与所得控除の引上げの対象としては、年金生活者、給与所得ではないフリーランス、個人事業主、非課税世帯、こういった方たちは、こういった控除の対象にはならないということで、認識、よろしいですか。

○議長（古賀ひろ子）

田口課長。

○税務課長（田口嘉輝）

こちらの所得控除というのが給与所得を対象としておりますので、それ以外の方、おっしゃるとおり、年金やフリーランスの営業収入等の方は対象にならないとなります。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

このたび地方たばこ税の課税方式が見直しになるということで、現在は加熱式たばこの課税方式が重量と価格で紙巻きたばこの本数に換算されているのが、これが重量のみに換算されるということで聞いておりますけれども、具体的に、これが、その課税方式が変わったことによって実際の税金に対してこれがどう影響する、つまり税金はこの課税方式の見直しによって上がるのか下がるのか、もし、この課税方式の見直しによってどれぐらい税金が増えるのか、見込みがもし分かるようでしたらお答えをお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

田口課長。

○税務課長（田口嘉輝）

加熱式たばこの換算式が変更されたことに関しましては、本数に換算した上で税額が計算されますので、この本数が増えることが見込まれますので増収になるのではと思われますけれども、具体的な金額まではまだ見込んでおりません。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

9番、鳴海です。私は、本専決処分に対して反対の立場から討論をいたします。

そもそも専決処分というのは安易に行うべきではない、ましてや町税といった町民生活に大きな影響を与えるものについては、慎重に行うべきだというふうに考えがまずあります。議会を招集するいとまがなかったということで説明をされておりました。確かに緊急に処理しなくてはならない、専決でやるしかない、そういった事態もあるかと、あろうかとは思いますが、私は専決は慎重であるべきだというふうに考えております。

また、個人住民税の給与所得控除の引上げ、これは今の物価高騰が続く中で、町民生活にとってはプラスに働くところもあるかと思いますが、先ほど質問いたしましたとおり、190万以下の方ということで限定されているということと年金生活者、給与所得ではないフリーランス、個人事業主、非課税世帯、こういった方たちは対象ではないということで、ちょっと取組としては不十分ではないかなという、その点は指摘せざるを得ないわけですね。

また、個人住民税、扶養親族の特別控除の創設というのが行われておりまして、大学生の年代のこどもさんたちにバイトなどで103万円を超えても、これは控除になるという内容ですけれども、これはこれで助かる家庭ももちろんあるかと思いますが、これは大学生の年代のお子さんに対してもっと稼ぎなさいと言わんばかりの内容ではないかなと。本来であれば、この年代の人たちというのはバイトや生活の心配をせずに、心置きなく勉学に邁進できる、そういう環境こそ、やっぱり自治体や国とか県、こういうのが整備するべきではないかな、こういうのが求められているんじゃないかなというふうに私は思います。そのことを訴えまして、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

賛成の立場で討論させていただきます。

まず、専決処分、確かに、言われるように、やむないときしか——ケースなのかというところ

になると思いますが、申告時期、1月過ぎたら申告を住民の方が出されます。税務署のほうでも受け付けまして、そこからもう作業が、集中した作業で職員の方、またそれに関わる方ですね、やられているというところで、昼夜問わずもうやられているというふうに認識しております。法律が改正されて、それを取り入れる必要があると、完全に取り入れなくちゃいけませんので、私はちょっと業務のほうから言うても専決は妥当じゃないかというふうに考えるところです。

それとあと、この改正の内容ですけどね、ずっと以前より審議されてました住民税の控除の引上げとかも盛り込まれています。そこは今までの国民の声も反映されているのではないかと考えるところです。したがって、賛成とさせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第2．承認第2号

○議長（古賀ひろ子）

日程第2、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。野田住民課長。

○住民課長（野田幸二）

それでは、承認第2号について御説明いたします。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。

宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求めるものです。

提案理由は、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じ、令和7年3月31日に宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告するものです。

今回の改正につきましては、上位法であります地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に参議院本会議で可決し、同日公布、4月1日に施行となりましたことから、宇美町国民健康保険税条例の一部を早急に改正する必要が生じました。しかしながら、町議会を招集するいとまがなかったため、専決処分をさせていただいたところでございます。

議案の2ページが専決処分書、3ページが宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の本文、4ページから5ページが新旧対照表、6ページが改正資料となっています。

内容につきましては、この改正資料にて御説明いたします。

初めに、条例改正の目的ですが、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定基準額を見直すことにより、被保険者間の保険税負担の公平性の確保及び中・低所得層の保険税負担の軽減を図るものです。

次に改正の概要ですが、まず（１）課税限度額の改正です。

課税限度額は、国の方針として高所得者に応分の負担を求め、負担感が重いと言われる中間所得層に配慮するため、段階的に引き上げられています。

今回の改正では、地方税法施行令の改正に合わせて、保険税の医療保険分と後期高齢者支援金等分に係る課税限度額を改正します。

改正の内容は、表の黄色塗りの箇所ですが、医療保険分を65万円から66万円に、後期高齢者支援金等分を24万円から26万円に引き上げ、全体で109万円とするものです。

次に、（２）の軽減判定所得基準額の改正です。

経済の動向を踏まえて軽減判定所得の算定基準額を引き上げることで、これまで軽減の対象であった世帯が軽減の対象から外れないように見直されたものです。

今回の改正では、地方税法施行令の改正に合わせて5割軽減と2割軽減の判定基準額を改正します。改正の内容は、表の黄色塗りの箇所ですが、5割軽減は改正前が29万5,000円だったものを改正後は30万5,000円に、2割軽減は54万5,000円から56万円に引き上げます。

最後に、（３）施行期日です。

施行日は、令和7年4月1日としています。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

9番、鳴海です。私は、原案に対して反対の立場から討論を行います。

課税限度額の改正ということで、負担感が重いと言われる中間所得層に配慮するために段階的に引き上げられていると、これはもう前からずっと、この間行われてきたわけです。確かに、国保税の負担というのは非常に重たいので、一応説明では中間所得層に配慮するための引上げというふうに言われておりますが、しかし、今、その国保の財政の中で求められているのは何なのかということを考えてみた場合に、加入者の中で負担のやりくりをして、その穴埋めをしていく、ということではなくて、国庫の負担率を上げていくこと、私はこれが一番重要ではないかなと思います。

被保険者というのは、要するに、所得が少ない人たちが非常に多いので、その被保険者の枠の中で負担率をどうこうやっていても、私はもう根本的な解決にはならないと、国庫の負担率を上げていく、これこそが国保財政を立て直していく最も堅実な方法ではないかということを、このことを訴えまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸）

賛成の立場で討論させていただきます。

先日、医療費適正化推進室が医療費の分析をしております、その報告を聞いたところですが、元来、宇美町は後期高齢者の医療費が非常に高い、県で一番高いという状況でしたが、国保の医療費も分析されておまして、従来は宇美町国保医療費はあんまり高くなくて、県の中の順番でも下位の方だったんですが、先日の報告では非常に最近上がっているということで、県下で15位ぐらいでした。60市町村のうちの15位というのはかなり上位にあるのかなというふうに思うところです。国保の医療費もかなり増大しているというところ、それから今年、令和7年

4月に診療報酬明細書の引上げも行われております。ますます医療費が増えるという状況です。

今回の改正ですが、限度額の改正は、確かに今までよりも大きな負担になるということで、比較的所得の高い層の方に負担をいただくというふうになっているところでございますが、これを改正しないと国保の調整交付金にペナルティーが課されます。100%入らなくなるということもございます。また、ほかの、比較的低い所属者層については、軽減判定所得の改正も同時に行われて配慮されているというところから、私は賛成というところで討論させていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第3. 承認第3号

○議長（古賀ひろ子）

日程第3、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしましたので、その承認を求めるものでございます。

提案理由は、企業版ふるさと応援寄附金を寄附の目的に合った事業に速やかに活用することができるよう、令和7年3月31日までの寄附金をふるさと応援基金に積み立てるために、緊急に補正予算を編成する必要が生じ、令和7年3月31日に令和6年度宇美町一般会計補正予算（第10号）を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告をするものでございます。

次のページ、2ページが専決処分書でございまして、専決第9号 専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和6年度宇美町一般会計補正予算（第10号）を令和7年3月31日に専決処分をしたものでございます。

データを予算書のほうに移します。予算書3ページになります。

令和6年度宇美町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出それぞれ207万8,000円を追加し、予算総額を164億6,729万2,000円とするものでございます。

今回、歳入のほうから説明をさせていただきますので、10ページになります。

17款寄附金1項寄附金4目企業版ふるさと応援寄附金、11ページの1節まち・ひと・しごと創生推進事業を207万8,000円増額いたしております。その内訳は、安心して子どもを産み育てることができる事業が200万円、誰もが安心して暮らし活躍できる事業が7万8,000円となっています。

続いて、歳入を説明させていただきます。

12ページですが、2款総務費1項総務管理費14目基金費、13ページになります、24節積立金で歳入と同額の207万8,000円をふるさと応援基金に積み立てています。

以上で説明を終わります。御審議の上、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

日程第4．承認第4号

○議長（古賀ひろ子）

日程第4、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて。財産の取得について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、その承認を求めます。令和7年6月10日提出、宇美町長安川茂伸。

2ページを御覧ください。

専決第1号 専決処分書となっております。地方自治法第179条第1項の規定により、財産の取得について、令和7年4月14日に別紙のとおり専決処分をしております。

資料3ページを御覧ください。

財産の取得についての内容になります。

1、取得備品の名称は情報機器等。2、契約の方法は随意契約。3、契約金額は851万4,000円。4、契約の相手方は日興通信株式会社九州支社となります。

4ページ、参考資料を御覧ください。

1、取得備品の内容については、校務用ノートパソコン（ソフトウェアを含む）を10台、スズキ校務ライセンス、センターサーバー宇美町版1式、A3カラーインクジェット複合機1台、ビジネスプロジェクター1台、フロアスタンドスクリーン（103型）1台となります。

また、2、納入期限は令和7年4月15日から令和7年5月30日までの46日間となります。

専決処分を行った経緯について御説明をいたします。

購入に当たっては、学びの多様化学校の教職員の配置について、3月上旬に配置の定数は分かっていたものの、正規職員の配置はその4割で、そのほかは講師等を探すこととなり、教職員の確保について時間を要することとなりました。令和7年4月18日の開校に当たり、早急に発注し納入すること、また人数がほぼ確定した状態で備品の発注を行うとともに、導入費用を抑えることが必要であったことから、財産取得の専決処分を行っております。

以上で説明を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号 専決処分承認を求めることについてを採決します。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第5. 同意第3号

○議長（古賀ひろ子）

日程第5、同意第3号 宇美町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

同意第3号 宇美町教育委員会委員の任命について。宇美町教育委員会委員に次の者を任命する。令和7年6月10日提出、宇美町長安川茂伸。

氏名、木庭佳奈。住所、生年月日は記載のとおりです。

提案理由であります。宇美町教育委員会委員橋本愛子氏の任期が令和7年6月30日で満了することに伴い、後任として木庭佳奈氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

参考といたしまして、参考資料1ページに木庭佳奈氏の略歴をつけております。

木庭氏は宇美南中学校のPTA会長をされ、その年に糟屋地区のPTA連合会の会長、福岡ブロックPTA連合会の会長、それから福岡県のPTA連合会の副会長をされ、学校やこどものために大変御尽力をいただいた方でございます。

また、参考資料2ページには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋と現在の教育委員の名簿を掲げております。教育委員の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条で、教育長及び4人の委員となっております。今回の木庭氏は、第4条第5項にあります、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないことから、保護者枠

としての任命となります。

任期でございますが、第5条において委員の任期は4年であります。したがって、本日、木庭佳奈氏の同意が得られましたら、任期は令和7年7月1日から令和11年6月30日までの4年間となるものでございます。

以上で説明を終わります。御同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりました。

これから、同意第3号 宇美町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子）

ただいまの出席議員数は10人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、小林議員及び2番、安川議員を指名します。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により、否とみなします。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1 番	小林	議員	2 番	安川	議員
3 番	高橋	議員	4 番	丸山	議員
5 番	平野	議員	6 番	安川	議員
8 番	黒川	議員	9 番	鳴海	議員
1 0 番	白水	議員	1 1 番	藤木	議員

○議長（古賀ひろ子）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1 番、小林議員及び2 番、安川議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子）

投票の結果を報告します。

投票総数10票、有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成10票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号 宇美町教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第6. 議案第27号

○議長（古賀ひろ子）

日程第6、議案第27号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

失礼いたします。それでは、御説明を申し上げます。

議案第27号 財産の取得について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、宇美町消防団第6分団の消防車の老朽化に伴い、更新車両を取得す

ることについて、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。

1、取得備品の名称、第6分団消防ポンプ車。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、2,497万円。4、契約の相手方、住所又は所在地、福岡県春日市一の谷一丁目138番地、氏名又は名称、株式会社九州防災センター、代表者資格氏名については、記載のとおりでございます。

2ページの参考資料を御覧ください。

議案第27号の取得財産の概要を記載いたしております。

1、取得備品の内容。第6分団消防ポンプ車、1台。(1)型式、消防自動車専用シャシ(ダブルキャブ型)。(2)全長、5,300ミリ以下。(3)全幅、1,850ミリ以下。(4)全高2,400ミリ以下。(5)トランスミッション、オートマチック。(6)駆動方式、2輪駆動。(7)乗員定員、6名(前部3名、後部3名)。

2、主な装備。装備品、ポンプ圧力計、ポンプ連成計、赤色警光灯、電子サイレン等。艀装、オイルレス真空ポンプ。付属品、吸管、消防用ホース、とび口など。

3、工期。契約の効力の発生の日からでございます。工期は、令和8年3月27日まで。

4、指名業者については、記載のとおりとなっております。

3ページを御参照ください。

上段4枚の写真が、現行の6分団の車両となっております。下段2枚の写真が、今回取得を予定しております消防車両のイメージ写真となっております。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決をいただきますようお願いいたします。

○議長(古賀ひろ子)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子)

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(古賀ひろ子)

討論なしと認めます。

これから議案第27号 財産の取得についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

ただいまから11時まで休憩に入ります。

10時48分休憩

.....
11時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

.....
日程第7. 議案第28号

○議長（古賀ひろ子）

日程第7、議案第28号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。藤木地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

それでは、議案第28号 財産の取得について御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、災害時のトイレ確保を目的として、トイレトラックの車両を取得することについて、宇美町町有財産の取得管理及び処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。

1、取得備品の名称、防災トイレトラック。2、契約の方法、随意契約。3、契約金額、2,621万8,500円。4、契約の相手方、住所又は所在地、静岡県御殿場市東山990、御殿場コート4J、氏名又は名称、一般社団法人助けあいジャパン、代表者資格氏名は記載のとおりでございます。

2ページの参考資料を御参照願います。

議案第28号 取得財産の概要を記載いたしております。

1、取得備品の内容。防災トイレトラック、1台。（1）型式、トラック。（2）トランスミッション、オートマチック。（3）駆動方式、4輪駆動。（4）乗員定員、3名。

2、主な装備。トイレ、普通トイレ室、4室、多機能トイレ室、1室、清水タンク、汚物タンク、ソーラー発電システム、車体ラッピング。

3、工期。契約の効力の発生の日から令和8年3月27日となっております。

4、指名業者につきましては、記載のとおりでございます。

3 ページを御参照お願いいたします。

5、防災トイレトラック車両の外観イメージの写真を掲載いたしております。

左側の写真は外観図でございます。左側の下段、最下段の部分につきましては、夜間のイメージ写真を掲載いたしております。上段の右側の写真につきましては、電動車椅子リフターの写真を掲載いたしております。

4 ページを御覧ください。

トイレトラック内のトイレの内装イメージの写真を掲載いたしております。下段はトイレの配置のイメージ、平面図も併せて掲載しておりますので御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。10番、白水議員。

○議員（10番 白水英至）

このトラックのトイレは、災害があったところに多分派遣すると思いますが、しかし、毎回災害というのは起きないんで、高額なものなので、例えば、町でイベントとかあったときに使えるようにしてはどうかと思いますが、そのところはどうかでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

藤木地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

議員お尋ねの内容につきましては、町が主催するようなイベント等があれば、お披露目を兼ねて、そういった周知ということもありますので、町が主催するような大規模イベントがあれば使用したいというふうには考えております。

ただ、そのルール作りについては、これからしっかりとルールを作って、運用方法についてもお示しをしたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

このラッピング、3 ページに書いてあります、きれいなラッピングされてあります。このトラックにつきましては、町の広告塔にもなっていくんじゃないかなと、災害が激甚災害とか起こった際に派遣するにしても、宇美町から来ましたよ、そういったのが一目で分かるような、ラッピングされると思います。どんなラッピングしますか。ぜひ、ぱっと見栄えのいい、宇美町から来たんだよというのが一目で分かるようなラッピングも考えていただきたいと思います、その計

画について回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

藤木課長。

○地域コミュニティ課長（藤木義和）

お答えをさせていただきます。

先に導入されている近隣の町もありますので、そういったイメージをしていただければと思いますが、概略で申しますと、宇美町らしさを出せるようなものについて、今後1年ありますので、その中で業者または庁内の中でも相談しながら、庁舎内の中で相談しながら、ラッピングについては、宇美町らしさを表現していきたいというふうに考えております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第28号 財産の取得についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第29号

○議長（古賀ひろ子）

日程第8、議案第29号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

議案第29号 工事請負契約の締結について。令和7年度宇美東中学校校舎外壁等改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和7年6月10日提出、宇美町長安川茂伸。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町若草二丁目1番1号。2、請負契約金額、1億8,480万円。3、工事請負人、住所又は所在地、福岡県糟屋郡宇美町貴船一丁目3番8号、氏名又は名称、西村建設株式会社宇美営業所、代表者資格氏名、所長西村さち子。

提案理由ですが、令和7年度宇美東中学校校舎外壁等改修工事を施行するため、令和7年5月14日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料1、2ページを御覧ください。

1、工事概要ですが、宇美東中学校は、昭和61年度に建設しており、現在38年が経過しております。今回の改修工事では、主に建築工事として外壁改修、屋上防水改修を行い、併せて電気設備工事、機械設備工事として既設高架水槽更新を実施することとしております。

参考資料2、3ページを御覧ください。

主な改修内容について、外壁劣化補修・塗装が5,692平米、屋上防水改修が3,253平米、窓ガラス廻り再シーリングが6,427メートル、竖樋更新が315メートル、屋外照明のLED化が33台、屋上高架水槽更新が2基となっております。

2ページの参考資料にお戻りください。

2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては、記載のとおりとなっております。5、工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和8年2月27日までを予定としております。

6の指名競争入札の参加者は、記載の6者となっております。この工事の氏名については、特定建設業の許可を有する町内業者2者に加えて、粕屋郡建設協会の会員の中から、今回の工事と同規模の工事实績がある4者を加えまして、計6者で指名競争入札を実施、5月22日に仮契約を行っているところでございます。

工期も長くなりますので、契約締結後は、工事業者と綿密な協議を行い、また、宇美東中学校とも綿密な打合せを実施しながら、特に生徒の安全面を考慮して工事を進めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

まず、この工事に関して、アスベスト対策といいますが、アスベストは外壁等に含有されてい

るのかどうか、その対策をどうやっているのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

この校舎外壁改修については、昨年設計を行っておりますが、今、こういった大規模改修する際には、その設計の折に、アスベスト調査というのを別に発注をしております。ここも去年発注をしております、今回、東中学校の外壁からはアスベストは出ておりません。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

非常に工期が長いというところが気になっております。足場を組んでやられますけれども、生徒に対する影響、そして安全対策というのもきちんとしていただいた上で、やはり工期はできるだけ短く、学業に支障がないようにしていただきたいと願っております。具体的に足場を組む期間とか、どのくらいの期間組んで、生徒に対する影響、与える影響の期間、そのあたりどのように考えておられますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

今のところ、正確に何月から何月までという足場の工期については、まだ業者と綿密な打合せをしておりませんので、はっきり言えませんけれども、言われるように、実際に今、話をしている中では、学校のほうでは、実はこの期間に学習の発表会とか研究発表会とか、そういったのもあります。それから文化発表会ですか、そういったのもあるというふうに聞いておりますので、業者とはそういったものを逐一打合せをしながら、工期については、言われるように早く終わるようであれば、当然早く進めたいと思っておりますので、なるべく足場が早く解けるように進めていきたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号 工事請負契約の締結についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第9．議案第30号

○議長（古賀ひろ子）

日程第9、議案第30号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。入江こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（入江和美）

議案第30号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

議案の2ページから3ページが条例の改正文、続きまして、4ページから7ページが新旧対照表となっております。

8ページから9ページが参考資料となっております。

改正する条例の概要につきましては、8ページ、9ページの参考資料で御説明をさせていただきます。

8ページ、参考資料を御覧ください。

宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨でございます。子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたため、関係条例の規定を整理するものでございます。

2、制度の概要でございます。家庭的保育事業者等は、利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、同事業者による保育の提供終了後も、満3歳以上の児童に対して必要な教育または保

育が継続的に提供されるよう、以下の3つの連携協力を行う保育所、幼稚園またはこども園を確保しなければならないとされております。

3つの連携協力とは、表の中の3つの種別、①保育内容支援、②代替保育、③卒園後の受入れとなっており、町内の事業者は全4施設において連携施設確保済みでございます。

3、改正の内容ですが、（１）経過措置の延長、連携施設を確保しないことができる経過措置期間を令和12年3月31日まで延長する。（２）保育内容支援に係る連携協力に関する見直し、家庭的保育事業者等による保育内容支援の提供に係る連携施設の確保が著しく困難と認める場合に、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者を保育内容支援連携協力者として確保することにより、保育内容支援に係る連携施設を確保しないことができることとする。（３）代替保育に係る連携協力に関する見直し、現行条例において連携協力を行う者を確保することにより、代替保育に係る連携施設を確保しないことができるところ、さらに町長が代替保育連携協力者の確保の促進のために、必要な措置を講じてもなお、当該協力者の確保が著しく困難であるときは、代替保育に係る連携施設を確保しないことができることとする、（４）その他所要の改正、（２）、（３）の見直しに伴う引用条文の整理等所要の改正を実施するものでございます。

4、施行期日は公布の日からとなります。

この条例の一部改正は、上位法の改正によるものでございますが、先ほど申し上げましたように、町内事業者、全4施設においては連携保育施設を確保済みでございますので、この条例の一部改正による事業者や園児、保護者に及ぼす影響はございません。

以上で説明を終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号 宇美町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため、暫時休憩します。

11時19分休憩

.....

11時21分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第10．議案第31号

○議長（古賀ひろ子）

日程第10、議案第31号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。それでは、議案第31号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

予算書の3ページをお願いいたします。

令和7年度宇美町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ2億7,351万2,000円を追加し、予算総額を154億135万円とするものです。

また、第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を併せて提案しております。

それでは、歳出から説明をさせていただきますが、資料につきましては、6月議会議案資料綴一般会計補正予算（第1号）事業一覧表を御参照いただきたいと思います。

少し飛びますが、予算書の18ページ、19ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、005総務事務関係経費では、カーナビ等受信機9台分のNHKテレビ受信料で5万4,000円を増額しております。

2目文書広報費、007まちの魅力PR事業費では、県が運営するふくおかファンクラブへの参加条件であります抽せん式プレゼント企画などに提供する商品代として、消耗品費を2万3,000円、その郵送費用として郵便料を9,000円計上いたしております。

5目財産管理費、002庁内共通事務備品管理費では、不足する電話交換機リース料を43万6,000円計上しています。

7目電子計算費、001情報システム管理費では、L o G o フォーム決済オプション利用料と

して、電子申請システム利用料を19万1,000円増額、個人番号利用系サーバーウィンドウズ11対応作業に係る電算関係業務委託料を21万4,000円増額、各種e-ラーニング受講に係る地方公共団体情報システム機構負担金を4万5,000円計上しております。

次の002情報システム共同化事業費では、自立支援医療費等における利用者負担区分見直しに伴う電算システム改修業務委託料（単独）を40万2,000円、就労選択支援の創設、それから、子ども・子育て支援金制度対応及び水道基本料金減免実施に伴う電算システム改修業務委託料（補助）を347万円増額しています。電算関係業務委託料3万5,000円は、データセンター管理費用不足見込額の増額補正です。

18目地域交通費、001地域交通環境整備事業費53万5,000円は、老朽化しているバス停上屋3か所の修繕料です。

次の002オンデマンドバス運行事業費11万円は、次の20、21ページ、のるーとのミーティングポイントの移設や剥がれにより必要となる路面シートの購入費用などの消耗品費です。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、002戸籍住民基本台帳管理費196万円は、会計年度任用職員1名の任用に係る経費です。

4項選挙費6目参議院議員通常選挙費、001参議院議員選挙管理執行経費では、選挙当日のスタッフの増員等により選挙事務運営業務委託料を94万6,000円、会場変更に伴い駐車場誘導警備業務委託料を29万7,000円増額しています。

22、23ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、014定額減税調整給付金支給事業費1億9,140万3,000円は、物価高騰による町民の負担増を踏まえ、令和6年度に所得税及び個人住民税の定額減税を仕切れないと見込まれる方を対象とした定額減税調整給付金を支給いたしましたが、本来給付すべき額との差が生じた納税義務者に追加で不足金を給付するため、郵便料156万2,000円、給付金支給関係事務業務委託料947万6,000円、電算関係業務委託料146万3,000円、定額減税調整給付金1億7,775万円などを計上するものです。

4目障害者福祉費、005障害者地域生活支援給付事業費5万3,000円は、会計年度任用職員の割増報酬です。

5目高齢者福祉費、001高齢者福祉事業費90万円は、見込みより申請が多くなっていることから高齢者等住宅改造費助成金を3件分増額するものです。

24、25ページをお願いします。

2項児童福祉費6目児童福祉施設費、003こども教育総合支援センター管理費109万8,000円は、正面入口内側自動ドアなどの修繕料です。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、交付金採択の内示があったことによる財源

更正です。

3目予防費、001予防接種事業費では、風しん第5期定期接種について、特例措置として対象者を限定して延長することが決定したことから、勧奨通知に係る郵便料を9,000円、風しん予防接種業務委託料（第5期）を80万3,000円計上しております。

2項清掃費2目美化推進費、001美化推進事業費では、上水道基本料金の減免事業実施に伴い、上水道を利用していない世帯にごみ袋を配布するために必要な経費として、消耗品費3万円と郵便料21万円を計上しています。

26、27ページをお願いします。

7款商工費1項商工費3目観光費、001観光促進事業費では、経年劣化により損傷、腐敗している登山道案内板11基と危険箇所への注意喚起の表示板3基の作製業務委託料を29万1,000円、案内板設置に山の会の協力を得ることから、設置謝礼金を3万円計上しています。

8款土木費6項住宅費1目住宅管理費、002町営住宅維持管理費94万3,000円は、新たに入居者を募集するための昭和町町営住宅2棟の空き家修繕料です。

9款消防費1項消防費2目非常備消防費、001消防団活動支援事業費では、地域防災組織育成助成事業の消防団育成事業で申込みをしていたコミュニティ助成事業が採択され、100万円の助成金が交付されることとなったため、防火服及びロング長靴を購入する消耗品費を109万6,000円計上しています。

10款教育費1項教育総務費3目教育支援事業費、003読書活動推進事業費3万3,000円は、学びの多様化学校分の学校図書館図書資料情報使用料です。

28、29ページをお願いします。

2項小学校費2目教育振興費、004原田小学校教育振興費では、福岡県が実施するワンヘルス教育推進事業の学習推進校に原田小学校が決定したため、学習成果発表会用の消耗品費1万5,000円と体験活動に必要な県立糸島農業高等学校までの往復の自動車借上料18万5,000円を計上しています。

3項中学校費1目学校管理費、003宇美東中学校管理費2,682万7,000円の減額は、当初、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、校舎の照明をLEDへ改修する工事請負費を計上しておりましたが、本補正予算に計上しております小学校の給食費値上げ分に交付金を充当替えすることとし、本年度の工事实施を見送ったため予算計上額全額を減額補正するものです。

2目教育振興費、004宇美南中学校教育振興費では、原田小学校と同様に、宇美南中学校もワンヘルス教育推進事業の学習推進校に決定したため、消耗品費1万5,000円と自動車借上料18万5,000円を計上しています。

4項学びの多様化学校費1目学校管理費、001学びの多様化学校管理費では、次の30、31ページ、不足する消耗品費を22万5,000円、スチール整理棚等を購入する学校用器具費を85万9,000円、校務用パソコン等を購入する情報機器購入費を257万3,000円増額しています。

2目教育振興費、001学びの多様化学校教育振興費では、必要経費として消耗品費を26万7,000円、電信電話料を7万8,000円計上、また、原田小・南中の分校としてワンヘルス教育推進事業の学習推進校に決定していることから、自動車借上料を9万3,000円計上しています。

6項社会教育費5目図書館費、001図書館事業費205万5,000円は、文部科学省に申請してありました図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業が採択されたため、事業に必要な経費として、報償費、需用費、使用料及び賃借料をそれぞれ計上するものです。

6目社会教育施設費、001地域交流センター管理費268万6,000円は、次の32、33ページ、立体駐車場管制設備の取替修繕などの修繕料です。

7項保健体育費2目体育施設費、001総合スポーツ公園管理費では、夜間照明設備改修工事に係る体育施設整備工事請負費（単独）6,800万円、同工事の監理業務委託料（単独）116万4,000円などを計上しています。

3目学校給食費、001学校給食管理費では、物価高騰の影響により令和7年4月から小学校の給食費がさらに1食40円の値上げとなったことに伴い、保護者の負担軽減のため物価高騰対応給付費（小学校給付費値上分）を1,628万円増額いたしております。

歳出は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、12ページ、13ページをお願いします。

最初に、14款国庫支出金2項国庫補助金2目総務費国庫補助金1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金98万5,000円は、振り仮名の法改正に伴う事務補助等の内示額に合わせ増額補正するものです。

5節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得・不足額給付）1億9,140万1,000円は、本補正予算に計上しています定額減税調整給付金支給事業費に充当されるものです。

3目民生費国庫補助金1節障害者福祉費補助金の障害者地域生活支援給付費補助金1万5,000円は、会計年度任用職員の割増報酬に充当されるもの、障害者総合支援事業費補助金44万円は、就労選択支援創設に伴うシステム改修に充当されるものです。

8節子ども・子育て支援事業費補助金209万円は、後期高齢者医療保険システム改修に充当

されるものになります。

３項委託金６目教育費委託金２５６万２,０００円は、先ほど説明しました図書館・学校図書館と地域による読書のまちづくり推進事業の委託金です。

１５款県支出金２項県補助金３目民生費県補助金２節障害者福祉費補助金７,０００円は、国費同様、会計年度任用職員の割増報酬に充当されるものです。４節高齢者福祉費補助金４５万円は、歳出で計上しておりました高齢者等住宅改造費助成金３件分に対する県の補助金です。

１４、１５ページお願いします。

３項委託金１目総務費委託金１２４万３,０００円は、参議院議員選挙費委託金、７目教育費委託金５０万円は、ワンヘルス教育推進事業委託金です。

それから、１７款寄附金１項寄附金２目指定寄附金２節教育費寄附金６万円は、学びの多様化学校に対する寄附金でございます。

１８款繰入金２項基金繰入金１目財政調整基金繰入金３３７万１,０００円は、本補正予算の財源とするため繰入れを行うものです。

９目ふるさと応援基金繰入金３７２万３,０００円は、登山道案内板等の作製費２９万１,０００円と学びの多様化学校の備品購入費３４３万２,０００円の財源とするため基金を取り崩すものです。

２０款諸収入７項雑入８目雑入２節総務管理雑入のコミュニティ助成事業助成金１００万円は、消防防火服及びロング長靴購入費に充てられる自治総合センターからの助成金。

次の１６、１７ページ、人生１００年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金１７６万５,０００円は、トレーニングルームの運営経費に充てる地域社会振興財団からの交付金です。３１節保健体育雑入１,６００万円は、総合スポーツ公園夜間照明設備改修に充てられるスポーツ振興くじ助成金です。

２１款町債１項町債８目教育債４,７９０万円は、これも総合スポーツ公園夜間照明設備ＬＥＤ化改修事業に充てる脱炭素化推進事業債です。

次に、すみません、また戻っていただきまして、６ページをお願いします。

第２表債務負担行為補正は、１件の追加を提案するもので、粕屋南部消防組合負担金（令和６年度同意償還分）、期間を令和８年度から令和１１年度まで、限度額を３,３６９万２,０００円と定めるものです。

次の７ページをお願いします。

第３表地方債補正、１、変更は限度額の変更で、脱炭素化推進事業債の限度額を２５０万円から５,０４０万円に変更するものです。

最後に予算書の後ろのほうになりますが、３４、３５ページに今回の補正に係ります給与費明

細書を掲載しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳出一括質疑、歳入一括質疑、総括質疑という順序で審議を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

異議なしと認めます。

それでは、歳出一括質疑に入ります。予算書18ページから33ページまでの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

事業一覧でいきますと5ページになります。

定額減税調整給付金支給事業費になります。これについてお尋ねいたしますが、昨年の給付で漏れた方、例えば医療費控除が多くて所得税は納めなかった。でも住民税の均等割を納めてある方、そういった方がおられると思います、例えばです。具体的にこれ何も書いていないので、どういった方々が支給の対象になるのか分からないですね。具体的にどのような方が対象になるのか、回答してください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

お答えします。今回の不足額給付の対象になりますのが、まず令和5年度の所得を基に実際当初の給付を行いましたので、令和6年中の収入が確定した結果によって不足が生じる方というのが対象になるのがまず1つ、その所得のみに限らず、扶養人数が変わったというような状況で、もともと見込みで出していたものの実績として精算するような場合が1つあります。もう1つ、大きな部分でいきますと、扶養家族として取れないような方、たまたま所得が認定の昨年でいえば48万円を超えてしまっているので扶養には取れないけれども、御自身非課税であるとか、例に示されたように所得税がかかっていなくて均等割だけかかってあるような方になりますけれども、こういった方については改めて今回給付の対象になるということが考えられます。

そのほかにも、制度上そういった扶養家族としては取れないんだけど非課税だったりするような場合に、家族の中に課税者がいることで給付を受けられていないような方、その他の低所得者の給付を受けられていないような方に対しても給付することが考えられます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

そこで、申告をされてある方にはプッシュ式で通知等が行くと思います。申告をされていない、申告以外の方ですね。されていない方、こういった方々にはどのように対応していくのか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

田口税務課長。

○税務課長（田口嘉輝）

実際には確定申告等の結果に基づいた資料を参考にすることになりますので、基本的には申告をお願いすることになると思います。

また、実際に宇美町に申告がないような方の場合は、他市町村に照会するということも考えられます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

事業一覧の4ページ、上の段になりますが、バス停上屋修繕事業についてお伺いします。

まず、このバス停にあるこの構造物ですね。構造物自体は、これは宇美町が建てたということで、そういう認識でよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

バス停の設置については、こちらのほうも現地確認を行いまして、西鉄バスのほうに照会と、今、相談をしております。その上では、西鉄バスが設置したものではないという確認をしておりますので、町で設置したものということを踏まえて、今回このような対応を考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟）

分かりました。結構いろいろなバス停で、こうやって屋根をつけてくださいという要望が出ていると思うんですが、今後の対応、新設することや、こういう改修する方針——する計画という

か、どのような方針で町のほうは進んでいくのか、回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

今回、修繕を上げさせていただいているものについては、屋根が飛んでいるとかというような形で、安全確保ができていないというものに対して、今回修繕というところで対応させていただきたいと考えております。

その他の部分については、基本的には安全確保ということを第一に、必要な分については修繕等を検討していきたいというふうに考えておりますし、新たな設置については、実は道路法とかを調べる中では、歩道を2メートル確保とか、自転車を通行であれば3メートル確保とかというようなことの制限とか、法での縛りもありますので、新しく設置するということとはなかなか、正直なところ難しいところが多いのかなというふうに思っているところです。

今お話ししたとおり、基本的には安全を第一にということで、今、既存のものを修繕していくというようなことで、そういったことを考えているところです。

また、ほかのバス停です。そのようなところがあるものについては、基本的に西鉄バスのほうにも、ほかの分についても写真等を確認した上で送って、どちらが設置したものかというようなことも、今現状を確認しているところでございますので、そういったことを踏まえて、今後対応をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

資料7ページになります。町営住宅の維持管理費で94万3,000円計上しておられますけれども、ここで死後数週間が経過していたとなりますと、どうしてもやっぱり事故物件扱いになってしまうんです。そうすると、こういった壁紙や床の張り替え、これ必要経費として上がるのは当然のことだと思っております。

ただ、その後の入居者、そういったものが見つかるかどうかというのは別問題としたいと思いますが、課題として特に町営住宅、独居の高齢者というのが増えてきているんじゃないかなと思っております。こういった方々の孤立化を防ぎ、横のつながりをしっかり確保しながら、何日か顔を見らんやったら、ちょっと声をかけてみるとか、そういった対策も必要になってくるんじゃないかなと思います。

また、物理的な装置というものをつけることも考えられるんじゃないかなと思いますが、こうした事故といいますか、そういったものの再発防止に向けた取組、ここをしっかりと考えていかなく

ちやいけないと思っています。担当課として再発防止、どのようにこれから取り組んでいこうと考えるのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久）

お答えします。今回の事業一覧のほうにも記載しています、いわゆる昨年10月の孤独死による空き室が発生したという事案でございますが、こちらにつきましては、御高齢という方ではございませんで、年齢でいきますとまだ60代という年代の方でした。我々としても非常に御高齢の方で注意を払っている方々の対象の方ではなかったというのが実態でございます。

ただ、議員さんがおっしゃられるように、やはり大事なのは、周辺にお住まいの方が1つ屋根の下で一緒に住まれている共同住宅でございます。だから、お隣さんとか組内で声かけとか、そういうものがやはり昔は、旧来はよくあっていたと思うんですけど近年ちょっと乏しくなっている感がやはり感じられます。

そこで、町のほうとしましては、特に高齢者の方々を、もしくは単身でお住まいの方々に対して、地域のほうで見守れるような、もしくは、なかなか最近何々さん顔を見ないけどというような情報があれば、町のほうに積極的にお知らせいただきたいというようなアナウンスをしていく予定でございます。

それともう1つ、機械的な話という話がありましたが、見守りサービスという、いわゆる物理的な器具をつけて室内に動きがなかったときに例えば分かったら、察知ができる、そのようなサービスが民間のほうでございます。

ただ、こちらの点につきましては、いろいろ調べましても、URとかそういうところでも大家自らが設置するというよりは、どちらかというとお住まいの方もしくはお住まいの関係される方々に対して、こういうサービスがありますから導入されてみませんか。毎月の負担額とか若干ございますので、まずそういったアナウンスをやってみようかなというふうに考えているところです。

それらを踏まえて、今後ともこういった長きにわたってといいますか、期間を置いて発見されるという事態をなくしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

資料でいきます11ページになります。

ここに図書館事業費と図書購入費というのがあります。100万と5,000円計上されてい

ます。これは交付金を使ってやられる事業ということで、宇美町の手出しはほとんどないということなんです。

まずお聞きしたいのは、この交付金、一度限りの、今年だけの交付金なのか、それとも2か年・3か年継続して受けることができる交付金なのか、これ回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

太田社会教育課長。

○社会教育課長（太田一男）

今回、図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業というところでございますけども、募集要綱の中には単年度限りという取決めはございません。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

可能性として2か年・3か年と継続して受けられる可能性があるということなんでしょうけども、この後、中身についてちょっとお尋ねしますが、1セットが9万円かかる家読セット、これどういったものなのか。そして、活用法を含めて説明していただきたいなと思います。

また、町内施設向けの地域向け配本セット、結構な値段しますね。どのような施設に、また地域に配本していくのか、その活用法を回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○社会教育課長（太田一男）

家読セット、家読につきましては、家族で同じ本を読むとか、読み聞かせとか、読書ノートまた読書感想の共有というところで、家読につきましては、読書を単なる趣味ではなくて、家族のきずなを深めるツールとして捉えて、家族みんなで読書を楽しむということを推奨しているものでございます。

これは家読セットを5セットと書いていますけども、1セットが大体50冊の5セットになりますので250冊ほど、読書バリアフリーセットにつきましては1セット約30冊、町内施設・地域向け配本セットにつきましては1セットが30冊を見込んでいますので、大体150冊ほど購入予定としてしております。

町内施設・地域向けでございますけども、町内の高齢者施設や福祉施設、自治会等に定期的な団体貸付を行っていきたいと思っています。

また、本の内容につきましては、現在、図書の司書の専門性を生かして、年齢制などを考慮した選書を行っているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

丸山議員。

○議員（４番 丸山康夫）

昨日、学びの多様化学校、こういったところで活用できませんかと学校教育に質問したんです。そういった考えはないんですか、あるんですか。ぜひそういったことも活用しながらやっていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○社会教育課長（太田一男）

学びの多様化学校への活用については十分ございますので、活用してまいりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。２番、安川議員。

○議員（２番 安川禎幸）

２番、安川です。事業一覧の８ページの下段ですが、ワンヘルス教育推進事業ということで、ここで、ワンヘルスの教育推進事業の学習推進校です。原田小、南中、学びの多様化学校ハピネス分校。で、農業高校を活用した体験活動の実施というふうになっておりますが、この具体的な内容についてお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

このワンヘルスの推進事業については、実は去年も採択をいただいて実施をしておるところです。これにつきましては説明の中に、小学校は書いていますけども、県立糸島農業高校まで行きて、農業の体験学習をやるというような内容となっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。８番、黒川議員。

○議員（８番 黒川 悟）

事業一覧の９ページの上の段です。校舎ＬＥＤ照明改修工事のこの減額補正についてちょっとお尋ねします。

このマイナス補正の要因はもう十分理解できます。学校の給食費の値上げに充てるということで見直しがされたということではありますが、今、宇美町でもＬＥＤ化されている学校は１校だけ、宇美小学校だけができて、あとの７校はできていないというお話も聞いておりました。

今後、8年度以降に順次行うということが示されておりますけども、何年かけてLED化を進めていくのか。LED化は本当に急ぐべきと思っているんですが、学校教育課としてはどのように考えているのか。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

このLED化でございますけども、1校今やっておりますのは東小学校です。これが終わっております。それ以外の7校については、令和8年度から9、10と3年間をかけてそれぞれやっていきたいというふうに考えております。これは、実は体育館のエアコンの関係もありまして、例えば単年とか2年でやろうという検討もしたんですけども、そういったほかの工事等もありますので、今のところ3年で計画をしているところです。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

27ページの上段でございます。登山道の標識について看板といいますか、お尋ねしたいと思います。

要望してからもう数年たってようやく案内板といいますか、看板が設置されることによって、この看板がなければやはり遭難、どっちに行こうか、右に行こうか、左に行こうかという遭難防止にもつながろうかと思っております。感謝しています。

そこで、今までこの案内板、表示板、看板は材木で作っていたと思いますが、今回どのような材質、マテリアルなのか、その辺をちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

看板設置というところですけど、今、議員がおっしゃるとおり木材のものもありますけども、今回は樹脂といいますか、そういったものの加工したものであるということで、劣化がなかなかしにくいものということでの看板設置を考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

樹脂ということで、半永久的に耐久性があるのかなと思っております。

2点目が、難所ヶ滝まで行く登山道、アプローチにおいて3か所ぐらい岩場といいますか、段

差がありまして、危険な箇所があるんですけども、御存じでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

5月に山の会の方に御協力いただきまして私も同行させていただき、危険箇所の確認を行っております。

そういった中で、滑りやすいとか、そういったこととか、危険地域についてはロープとかの設置を山の会の方が好意でしていただいているところがありますけど、そういったところとかというのも確認をしております。

そういうところで、危険箇所を今回把握しておりますし、河原谷とかについては多くの方に来ていただいておりますので、今回、そのようなことで危険箇所の看板設置また河原谷への案内の看板等も設置させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

分かりました。そこで、町民憲章の4番目でしたか、「難所ヶ滝のツララのように高くそびえる志を持とう」ということでもうたっています難所ヶ滝へのアプローチ、ロープが切れかかっているところもありますので、登山道の安全のために切れかかっているロープの設置をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

先ほども申しましたが、看板の設置とかロープの設置については町単独でできず、やはり森林管理署とかにも協議の上、対応していくことが必要ですので、後日相談に行って、適切な対応ができるように進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

12時になりました。歳出の途中ですが、ただいまから13時まで休憩に入ります。

12時00分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

歳出一括質疑を継続します。

ここで、2番、安川議員からの質疑に対する回答について、川畑学校教育課長より追加の発言の申出がっておりますので、これを許します。川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

先ほど2番、安川議員からワンヘルスについて御質問ありましたが、その学習内容ということで御質問をいただいていたんですけども、私のほうからその具体内容を回答していなかったもので、改めて回答させていただきます。

昨年度は糸島のほうまで行きまして、動物コースと自然コースこの2コースに分かれて、動物コースではウサギの世話を通じて動物との触れ合いについて学ぶ。それから自然コースについてはコケを実際に使って環境のつながり、また地産地消、それからフードロスについて、それぞれこの2コースについて学習をしたところです。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

19ページの下段です。オンデマンドバスについて気になる点を伺います。

まず1点目が運行状況。持続可能な地域交通の利便性の向上に向けて立ち上げて2年と5か月たっております。運行状況について、利便性の向上、このあたりについてお伺いいたします。

○議長（古賀ひろ子）

竹下シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

のる一との運用については、毎月定例会議を設けまして、委託業者と運用状況の把握に努めているところでございます。

そういった中で、課題とか問題がある分については見直し等を行い、順次運用に努めているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

はい、分かりました、2点目が利便性の向上に向けて、宗像市、古賀市でしたか、もとい、アイランドシティですね。朝の6時から20時、これが16時間の運行受付ですけど、そして、宗像市が朝の6時から21時ですか、つまり15時間の受付があり、古賀市が朝7時から夜の20時ですかね。つまり13時間の受付で運用しているようですけど、当町におきましても、地

域交通の会議などで検討といいますか。なぜかといいますと、やはり朝ちょっと早めに走る。夜もちょっと遅めに。つまり売上げ運賃といいますか——の向上にもつながります。利便性にもつながります。御検討のお考えはないでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

竹下課長。

○シティプロモーション課長（竹下健一）

のるーとの運用時間については、先ほどちょっと議員も触れられましたけども、地域公共交通会議等で協議の上実施しております。

実際には、他の交通機関といいますか、そういったところのバランスを考えて運用時間というところも定めて運用しているところでございます。議員がおっしゃったように、町民の方により利用していただくようにということは努めていく必要がありますので、そういったところでは、会議において必要な意見等も伺いながら、必要な見直し等をしていけたらというふうには考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

資料でいきますと、12ページになります。

ここで電子図書館普及用タブレットリース料42万7,000円が計上されております。まず、このリース料に関しましては、国の交付金を活用するということで、町の持ち出しはゼロ円となっております。まずは、地域の出前講座、現在何回行っているのか、この電子図書館の普及に関するですよ。それをお答えいただくのと同時に、導入後に何回ほど、どのような場所で出前講座を行おうと計画しているのか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子）

太田社会教育課長。

○社会教育課長（太田一男）

失礼します。このPRにつきましては、図書館内であったり、自治会とか校区コミュニティのイベント、また図書館の読書まつりであったり、図書館出前講座等で、出先になれば特設ブースとかを設けて、こういったPRに努めてまいりたいと思っています。

出前講座の回数については、今年度2回ほどやったということで聞いております。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

各いろいろなイベントに出かけて行ってブースを設けて、そういったところに来ていただいた方に電子書籍の活用を促す、これは分かります。気になるのが金額がちょっと高過ぎやしないでしょうかということなんです。これ1台あたりで割り振りますと、10か月で8万5,400円なんです。ネット環境を整えるなんかもあるんでしょうけど、ちょっと高過ぎやしませんかと。どんな機能がついた超高額タブレットをリースしようとしているのか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○社会教育課長（太田一男）

このタブレットについては一般的なタブレットでございますので、契約する際には値段の精査、交渉をしっかりやっていきたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子）

4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

まあね、あと聞きたいのが、来年度どうするかなんです。先ほどもちょっと触れたんですけれども、国の交付金事業、これが来年も再来年も継続して取れるならこの事業が継続していけるのかなとも思っています。

ただ、取れるかどうか定かじゃない中で、継続するなら、取れなかったら来年は単費で実施しようと考えているのか。そうすると、この高額なリース料を払い続けることになるのかです。あるいは、その成果、どのように確保しようと考えているのか、回答をお願いします。

○議長（古賀ひろ子）

太田課長。

○社会教育課長（太田一男）

事業が今年度で終わりますので、来年度については当然委託金事業が再度出れば——募集がかければ応募したいと思えます。

このリース期間が完了した後は、リースアップ等も含めて検討させていただきたいなというふうに考えます。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

13ページになりますけれども、ここに物価高騰対応給食費、小学校の給食費値上げ分です。1,628万円計上されております。この小学校の学校給食費の値上げ分に物価高騰対応の交付金しっかり活用されたことというのは評価したいなと。きちんと予算を組み替えてやられたこと

は評価したいなと思っています。小学校は、とりあえずはこれで何とか急場をしのぐというところでいいと思いますけれども、当然ながら中学校の弁当給食の費用も食材の高騰など影響が大きいんじゃないかなと思っています。現状値上げなどは行わずに済んでいるのか。また、そこに対する町の支援、値上げが必要だったら、そういったところに町の支援というのも行うべきだと思っていますけれども、町の支援をどのように考えているのか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子）

学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

給食費についてですが、小学校は今言われたとおり7年度には1食当たり360円となっております。この7年度の見直しをするに当たって、6年度末に中学校も当然一緒に検討しました。6年度の結果から言うと、中学校の給食は6年度の単価が320円だったんですけども、この320円で賄えているというようなことでしたので、令和7年度については、中学校は値上げをせずに320円のままだにしているということです。

で、この320円というのは、令和6年度が小学校も中学校も320円だったんですけど、この前の年、令和5年度が小学校も中学校も280円でした。この6年度のときにどちらも40円値上げをして、ここでこの値上げの40円分は、この物価高騰分で充てるということをしておりますので、現在中学校も320円のうち40円については、町の補助で賄えているということになっております。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳出一括質疑を終わります。

次に、歳入一括質疑に入ります。予算書12ページから17ページまでの間でページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。歳入一括質疑を終わります。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

学校給食についてお伺いしたいと思います。

中学生のほうになります。現状、たしか完全給食ではなく選択制の給食といいますか、弁当と

いいですかが現状だと思いますが、まず現状について伺います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

中学校、言葉の話なんですが、完全給食です。結局、給食の主食とか副食とかそういったものはそろっているかどうかで完全なのかどうかということなので、うちのこの中学生の弁当給食というのは、全部その一式がそろっていますので、給食的には完全給食です。

ただ、恐らく言われてあるのは、全員給食なのかどうかということだと思います。そこについては、うちは選択制にしておりますので、全員に、小学校みたいに、いる人に必ず全員にやるというわけではなくて、選択すれば頼めますというような形にしているというのが現状であります。

○議長（古賀ひろ子）

5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

分かりました。選択制の給食といいますか、弁当といいますか、全体の何割ぐらいがその選択制なんですか。で、何割が自宅から持ってくる。その辺の内訳が分かれば教えてください。

○議長（古賀ひろ子）

川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

近年、毎月資料は取っておりますけども、おおよそ大体6割の方が頼まれてあるというような現状であります。

○議長（古賀ひろ子）

5番、平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

そこで、現在6割が選択制ということで、これを7割、8割、もう100%完全給食といいますか、県内60市町村ありますが、56市町村が完全給食を実施しています。6月の1日の西日本新聞にも大きく記事が掲載されていたと思います。

それを踏まえて、栄養のバランス、育ち盛り、食べ盛りの中学生に栄養のバランスを提供するということで、そういう観点から、すぐにはできないでしょうけど、アンケートを取るとか、そういう調査も必要ではないのかなと思っていますが、検討されていますか。あるいは、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子）

ただいまから暫時休憩します。

13時14分休憩

.....

13時17分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

平野議員に申し上げます。予算に関連した質疑をお願いします。では、どうぞ。平野議員。

○議員（5番 平野龍彦）

質問の仕方がちょっといまいちだったので、再度お伺いします。

総括でございますので、今回の補正予算に計上されていなかったという観点から、先ほどから質問していましたが、言葉足らずで、再度お伺いします。

今後そういう検討といいますか、予算をつける方向性といいますか、その辺の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子）

川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典）

全員給食に関してということなんですけども、まずは、この全員給食、それからうちが行っている選択制、これいずれもメリット・デメリットあると思うんですけども、弁当の選択制ですね。お弁当のメリット・デメリットです。

で、この全員に給食をやるということになった場合に、一番やっぱり問題になるのはアレルギーです。これへの対応というのが非常に大事になってきます。これに対応するためにどうするかということがありますので、今現在、選択制にしているという部分では、この部分というのは非常にいい選択だと思っているんです。

それぞれ全員であれ、選択制であれ、今のところうちの方針としてこの選択制をやっていることがいいとこ取りをしているんだろうというふうに考えておりますので、今現在では、全員の給食というのは検討していないということです。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。総括質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢）

9番、鳴海です。私は本案に賛成の立場から討論をいたします。

今回の一般会計補正予算は、内容が多岐にわたっておりますが、私はその中で特に注目しましたのが、小学校の給食費の値上げの補填というところと、それともう1つは上水道料金の基本料金の減免です。

この基本料金の減免は以前も行われまして、私も一般質問で取り上げたことがありますけれども、これから夏を迎え水需要の高まりが予想される中で、多くの町民から喜ばれるものと思われます。糟屋郡の中では一番高いと言われております宇美町の水道料金ですが、この予算の内容から町民負担が少しでも減るようという努力が見られて、この予算の中には町民の声が結実したものとして評価したいと思います。

しかし、3か月という期限が限定されておりますけれども、今後さらなる負担の軽減の努力がなされるということに対して期待を込めまして、賛成といたします。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

これで討論を終わります。

これから、議案第31号 令和7年度宇美町一般会計補正予算（第1号）を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子）

起立全員です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

タブレット設定のため暫時休憩します。

13時21分休憩

.....

13時23分再開

○議長（古賀ひろ子）

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第11．報告第1号

○議長（古賀ひろ子）

日程第11、報告第1号 債権放棄の報告についてを議題とします。

報告を求めます。工藤企画財政課長。

○企画財政課長（工藤正人）

失礼いたします。報告第1号 債権放棄の報告についてでございます。

宇美町債権管理条例第17条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告をするものでございます。

次の2ページに、債権放棄報告書を添付しておりますので、これを使って御説明いたします。

宇美町債権管理条例第17条第1項では、非強制徴収公債権及び私債権について、債権を放棄できる事由として、この報告書にも記載してありますとおり、第1号の生活困窮から第7号の消滅時効までの7つの事由に規定しております。

今回2つの債権について放棄の報告をさせていただきますが、どちらも事由につきましては第7号の消滅時効となっているところでございます。

それでは、説明に入ります。

1件目ですが、債権所管課が上下水道課、債権名が水道使用料及び量水器使用料金で、債権放棄決定日は3月25日です。債権放棄事由は、一番右の第7号消滅時効で、件数は79件、金額にして116万9,200円となっています。

これは平成31年4月から令和2年3月までの平成31年度調定分で、時効が到来し回収が見込まれない水道使用料と量水器使用料について、まとめて債権放棄をしたものでございます。

2件目は、債権所管課が管財課、債権名が住宅使用料で、債権放棄決定日は同じく3月25日です。債権放棄事由は、これも同じく一番右の第7号消滅時効で、件数は1件、金額にして24万5,200円となっています。

これは令和6年7月21日までに時効が到来し、回収が見込まれない町営住宅使用料について債権を放棄したものでございます。

次の3ページに、参考資料として宇美町債権管理条例の抜粋で第17条債権の放棄を添付しておりますので御参照ください。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古賀ひろ子）

本件については、宇美町債権管理条例第17条第2項に基づく債権放棄の報告ですが、特に質疑があれば許可します。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫）

2ページに上下水道の使用料とそして量水器の使用料金、併せて住宅の使用料があります。住宅のほうはもうこれは取れないと分かっています。

ただ、上下水道課が所管するこの上水道の使用料金です。これに関してはこの3ページの7号です、(7)、これ私債権に当たるんです。ですから、いろいろ理由があると思います。例えば破産された方の分とか、そういったところなかなかもう財産ないから取れないというのも分かるんですけども、ただ、町外に転出された、こういった理由でなかなか支払っていただく機会が少ないと、こういったものの積み重ねが今回この116万9,200円という金額に、その何割か分かりませんが、該当しているんじゃないかなと思います。

当然、上下水道では差押え等の滞納処分ができませんからしょうがないという見方もあるんですけども、宇美町の場合は下水道料金とセットなんです。当然ながら下水道の使用料金に関しては差押え等の滞納処分ができるんです。さきの全協でも、下水道の使用料金ぐらいはちゃんとやっているんでしょうねと。そういった調査も行いながら、払う能力がある人に対しては例えば不動産であったり、給料の差押えとか——その前に調査をやらなきゃいけないんですけど、そういったことをやってこの時効消滅というのを防いでいく必要があると思います。

さっき言ったように、宇美町ではセットでやっています。上下水道料金、使用料となっています。こういったことを改善できないかということをさきの全協でも言ったんですけども、大分時間がたっていますね。何か対応しましたか。これはきちきちとやっていけないといけないと思っております。今までやってきたこと、どんなことをやったのか、これからどのようにやっていくのか、ぜひ回答していただきたいです。

○議長（古賀ひろ子）

前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博）

今回の債権放棄の件でございますが、現在、年間を通しまして給水停止措置を行っておりまして、全納が難しい方におかれましては、分納誓約書により無理のない返済計画を提案しながら対応しております。

また、お支払いが遅れてある方が転出される場合も、分納誓約書を転出届提出時に記入していただいて、今後のお支払いを厳守していただくように説明しているところでございます。

今回債権放棄する中で、町外、県外への転出者の方に対しまして戸籍の附票確認等は行ってお

りませんでした。来年度以降の生じてまいります債権に対しまして、転出先の照会確認に着手したところでございます。

今後は、照会結果によります現住所の割り出しを行いまして、まず督促状の通知などの手順を追って、最終的には差押えや勤務先への給与照会等を行うなど、未納者への納付意識の向上に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子）

ないようです。これで質疑を終わります。

報告第1号 債権放棄の報告についてを受理します。

○議長（古賀ひろ子）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

○議会事務局長（太田美和）

起立願います。礼。お疲れさまでした。

13時30分散会
